

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第62号	三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
消防本部	児童扶養手当法の一部改正に伴い、当該条例に基づく損害補償と他の法律による給付との調整規定について所要の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正内容】

児童扶養手当法の一部改正により、第4条第2項各号に規定する児童扶養手当を支給しないとする要件が一部削られたことから、当該規定を引用している三田市消防団員等公務災害補償条例付則第5条第7項について改正を加える。

【施行期日】 平成26年12月1日